

2023(令和5)年度第1回霧島市隼人人権啓発センター運営審議会要旨

開催日時	2023(令和5)年5月23日(火) 13:30~15:00		
開催場所	霧島市隼人人権啓発センター会議室		
出席委員	福永 洵、有川 正代、勝目 八州江、三戸瀬 智、尾ノ上 義直、西野 麻子、鎌田 孝子、是枝 絹子、山口 豊吉、町田 都司文、福永 清美(11名)		
事務局	担当部・課職員：有満市民環境部長、森市民課長、清水人権・男女共同参画グループ長 啓発センター職員：山口館長、徳永副館長、坂元指導相談員		
公開・一部非公開又は非公開の別	一部公開	傍聴人数	0人
議事			
1 会長の選出			
2 説明及び審議事項			
(1) 2022年度事業経過報告について			
(2) 2023年度人権啓発センター運営方針(案)について			
(3) 2023年度人権啓発センター事業計画(案)について			
審議結果等の概要			
1 会長選出			
委員の互選により決定 (会長：福永 洵 委員)			
2 審議事項			
(1) 2022年度事業経過報告について			
・事務局が資料に沿って説明。委員からの主な質問・意見並びに事務局の回答は次のとおり。			
<p>委員 啓発センターで学習会をしているが、親や子供との関係などで先生方に悩みなどがあつたときに、啓発センターに相談に来られたりすると思うが、その場合の相談も資料3ページ2相談事業の教育相談としてカウントしてもいいと思うが、どうか。</p> <p>⇒ 事務局 今年度から、先生方からの相談も相談事業の教育相談の件数としてカウントする。</p> <p>委員 資料4ページの地域交流事業の(1)一般教室には、途中から教室には入れないか。また、2次募集はしていないか。</p> <p>⇒ 事務局 途中からの入会はお断りしている。2次募集はしていない。</p> <p>委員 地域の高齢者には教室についていけない人もいる。社会福祉協議会にもご協力をいただき、4ページ(3)教養・文化活動の地域のひろば推進事業を2022年度から取り入れた。地域のひろば推進事業については、啓発センターにも支援、指導していただいており、健康増進や交流の事業として、参加者にはとても好評である。 2023年度は、地域のひろば推進事業に子どもも巻き込むなど取り組んでいきたい。</p>			
(2) 2023年度人権啓発センター運営方針(案)について			
・事務局が資料に沿って説明。委員からの主な質問・意見並びに事務局の回答は次のとおり。			
<p>委員 5ページの関係機関との連携という点で、民生委員の立場から相談事業については、啓発センターや地域包括支援センターなどと連携して取り組んでおり、ありがたい。今後ともお互い連携して取り組んでいただきたい。</p>			

(3) 2023年度人権啓発センター事業計画（案）について

・事務局が資料に沿って説明。委員からの主な質問・意見並びに事務局の回答は次のとおり。

委員 各種学習会ということで、子どもたちの学びの保障と人権教育、強く生きる力について啓発センターだよりに載せて情報発信、今後も連携して、できるだけ多くの子どもを救いたい。地域の子どもたちだけではなく、多様な悩みをかかえた子どもたちにも、地域の子どもたちだけではなく、門戸を広げる形でお願いしたい。

⇒ **事務局** 学校ともお互い連携しながら、各種学習会を実施していきたい。
各種学習会の実施にあたっては、子どもたちを救うという視点ではなく、子どもたちと一緒に学んでいく姿勢でいきたい。

委員 6ページ1の社会教育及び調査研究事業について、2ページの社会教育及び調査研究事業の世帯数及び人口などの数を、昨年度との比較がわかるように表を作成してほしい。

⇒ **事務局** 来年度から昨年度との比較がわかるように表を作成し、掲載したいと考える。

委員 社会調査及び研究事業の件で、私たち当事者として望みたいことは、部落差別解消推進法も施行され、いろんな意識調査、実態調査、そういう調査事業も組まれているが、今後、行政において、霧島市の部落問題をはじめとする人権に関する意識調査の計画はないものか。できることなら、部落差別解消推進法の趣旨を理解してもらって、市民意識調査はできないのか。

⇒ **事務局** 意識調査について、市の総合計画をつくりにあたって、5年に1回の意識調査を行っているが、その中に入れるものか、別個に新たに調査をすべきなのか、持ち帰って検討したいと考えている。

委員 他県では常識的な人権条例ができていない。市役所職員の意識の問題もある。運営審議会の方から別個に人権条例を作っていただくよう要請はできないか。

⇒ **会長** 運営審議会は、隣保館（隼人人権啓発センター）の適正な運営や執行をみなさんで協議をしながらやっていこうというのが基本だと思うので、人権条例とか、大きな人権の問題は行政が立ちあっていくべきものだと思う。人権を尊重する会などが、行政に陳情とか請願することは法律的に許されているので、人権条例の要求は別なところでされたらどうか。

委員 人権条例については、ここでの議論ではないが、担当課の方の意識が高まってきてほしいという意味もあったと思う。その前に意識調査をすれば結果が出るから、その結果をもって、条例を考えることが必要だと思う。まずはその前の調査研究が必要だと考える。